



昨年より、お土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 第13期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 平成30年6月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始予定：午前9時）

**開催会場** 東京都千代田区北の丸公園2番3号  
日本武道館

**議案**

- **会社提案**  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役15名選任の件
- **株主提案**  
第3号議案から第9号議案まで



書面またはインターネットによる  
議決権行使の期限

平成30年6月27日（水曜日）  
午後5時10分まで

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
第13期定時株主総会を平成30年6月28日(木)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

取締役 代表執行役社長 グループCEO

平野 信行



## 目次

第13期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のお願い	3
株主総会参考書類	7
<b>会社提案</b>	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役15名選任の件	8
(ご参考) 取締役会の構成等について	10
<b>株主提案</b>	
第3号議案から第9号議案まで	28
(ご参考) コーポレート・ガバナンスハイライト	35
株主総会会場ご案内図	末尾ご参照

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役 代表執行役社長 平野 信行

## 第13期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきたくご案内申し上げます。ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から6頁に記載の方法により、**平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区北の丸公園2番3号 日本武道館  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

昨年より、お土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 招集ご通知

■ 議決権行使のお願い

■ 株主総会参考書類

■ コーポレート・ガバナンス  
ハイライト

### 3. 会議の目的事項

**報告事項** 第13期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 付議事項

##### 会社提案

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 取締役15名選任の件

##### 株主提案

**第3号議案** 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

**第4号議案** 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

**第5号議案** 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

**第6号議案** 平野信之取締役解任の件

**第7号議案** 定款一部変更の件（株式会社ケンコートキナーとの取引関係の全面的見直しに関する特別調査委員会の設置）

**第8号議案** 定款一部変更の件（社会的弱者に対する接客対応の見直し）

**第9号議案** 定款一部変更の件（口座強制解約時の理由の開示）

以上

### お知らせ

- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本株主総会において議決権を行使しうる他の株主1名に限るとさせていただきます。
- 定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の監査報告書謄本は、別添の「第13期 事業報告」に記載のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、「第13期 事業報告」には記載しておりません。  
① **連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表** ② **計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表**  
なお、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類は「第13期 事業報告」に記載の各書類のほか、**当社ウェブサイト**に掲載している上記①及び②の書類となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、**当社ウェブサイト**にて、修正内容を開示いたします。

当社ウェブサイト

<https://www.mufg.jp/>



# 議決権行使のお願い

7頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下いずれかの方法により、議決権をご行使ください。よろしくお願いいたします。



## 株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

平成30年6月28日(木)  
午前10時



## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

平成30年6月27日(水)  
午後5時10分到着

詳細は次頁をご覧ください。



## インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

行使期限

平成30年6月27日(水)  
午後5時10分まで

詳細は6頁をご覧ください。





# 書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使  
期限

平成30年6月27日(水)  
午後5時10分到着

## 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書										議決権の数											
株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 御中										_____ 個											
私は、平成30年6月28日開催の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第13期定時株主総会（継続会または延会の場合も含む。）における各議案の原案に対し次（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。 平成30年 6 月 _____ 日																					
会社提案		第1号議案		第2号議案		株主提案		第3号議案		第4号議案		第5号議案		第6号議案		第7号議案		第8号議案		第9号議案	
賛		賛		賛		賛		賛		賛		賛		賛		賛		賛		賛	
否		否		否		否		否		否		否		否		否		否		否	
<p>各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p>																					
ご所有株式数 _____ 株										議決権の数 _____ 個											
<p>お願い</p> <p>1. 株主総会にご出席の場合は、左の議決権行使書用紙をこの部分と切り離さずに会場受付にご提出ください。</p> <p>2. 株主総会にご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>【議決権行使による議決権行使の場合】</p> <p>①議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日午後5時10分までに到着するようご返送ください。（押印は不要です。）</p> <p>②第2号議案の各候補者のうち、一部の候補者をごとされる場合は、賛に○印を表示しかつごとされる候補者の番号（招集通知添付の株主総会参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります。）をご記入ください。</p> <p>【インターネットによる議決権の行使の場合】</p> <p>・インターネットにより<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>にアクセスいただくか、QRコードを読み取りください。</p> <p>・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、平成30年6月27日午後5時10分までに議決権をご行使ください。</p> <p>※裏面をよくお読みください。</p> <p>（ログインID） _____</p> <p>（仮パスワード） _____ 株主番号（8桁） _____</p> <p>株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ</p>																					

こちらを切り取ってご返送ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されております。

第2号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第3号議案から第9号議案までは一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は28頁以降をご参照ください。



## 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印

▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

会社提案	第1号議案	第2号議案		株主提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
	賛	賛	但し		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	を除く		否	否	否	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

会社提案	第1号議案	第2号議案		株主提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
	賛	賛	但し		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	を除く		否	否	否	否	否	否	否



# インターネットによる議決権行使

※インターネットによる議決権行使には議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を含みます。

インターネットにより議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセス  
していただき、議決権をご行使ください。



行使  
期限

平成30年6月27日(水)  
午後5時10分

## ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

### 1 議決権行使サイトへアクセスする(パソコンの場合)



① 「次の画面へ」をクリック

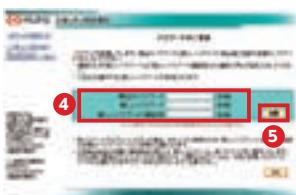
### 2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを登録する



④ 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

### ■ 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 会社提案（第1号議案から第2号議案まで）

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

## 会社提案

### 第1号議案

### 剰余金処分の件

当社は、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討した上で、配当を基本として株主還元の実現に努める方針としております。

配当につきましては、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的・持続的な増加を基本方針とし、配当性向は40%をめざしてまいります。自己株式の取得につきましては、資本効率の向上に資する株主還元策として、機動的に実施してまいります。なお、保有する自己株式の総数の上限は、発行済株式総数の5%程度を目安とし、それを超える数の株式は、原則として消却いたします。

本方針にのっとり、当期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当9円を含めた当期の年間配当は、前期に比べ1円増配の1株につき19円となります。

## 期末配当に関する事項

### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

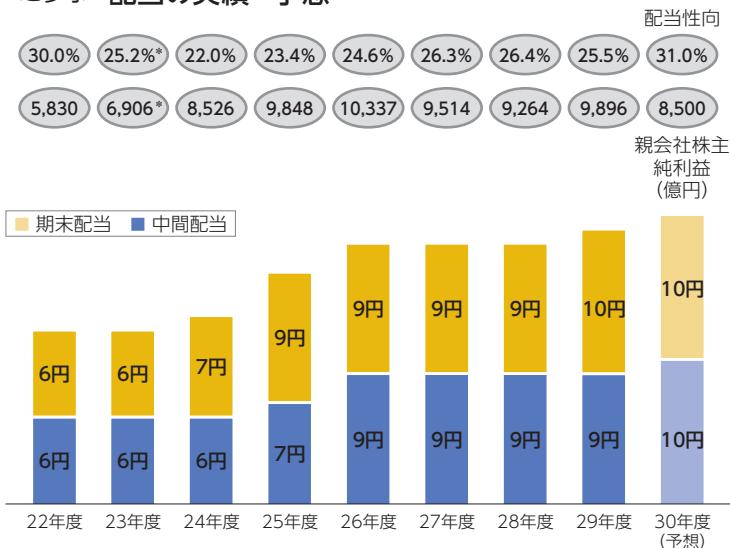
### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき 10円  
総額 131,934,399,220円

### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

## <ご参考> 配当の実績・予想



\*23年度はモルガン・スタンレーの持分法適用関連会社化に伴う負ののれんの影響を除く。  
影響を除く前では配当性向17.6%、親会社株主純利益9,813億円。

## 会社提案

### 第2号議案

### 取締役15名選任の件

取締役17名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役島本武彦氏は平成30年6月27日付で辞任いたします。つきましては、経営監督機能の一層の強化と意思決定の迅速化を図るため、執行を兼務する取締役を3名減員し、取締役15名（うち社外取締役8名）の選任をお願いしたいと存じます。

指名・ガバナンス委員会（会社法上の指名委員会）の決定に基づく、取締役候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者8名については、全員が当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	上場企業 の兼職数	専門性			
				企業 経営	金融	財務 会計	法律
1	かわかみ ひろし 川上 博	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員・報酬委員・監査委員	1社	●	—	—	—
2	かわもと ゆうこ 川本 裕子	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員・報酬委員・ リスク委員（委員長）	0社	—	●	—	—
3	まつやま はるか 松山 遙	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員・報酬委員（委員長）	3社	—	—	—	●
4	Toby S. Myerson トビー・S・マイヤソン	再任 社外 独立役員 取締役	0社	—	—	—	●
5	おくだ つとむ 奥田 務	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員（委員長）・ 報酬委員・リスク委員	0社	●	—	—	—
6	しんがい やすし 新貝 康司	新任 社外 独立役員 取締役	1社	●	—	●	—
7	Tarisa Watanagase タリサ・ワタナガス	再任 社外 独立役員 取締役	1社	—	●	—	—
8	やまて あきら 山手 章	再任 社外 独立役員 取締役 監査委員（委員長）	1社	—	—	●	—

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	上場企業の兼職数
9	くろだ ただし 黒田 忠司	再任 非執行	取締役 リスク委員	0社
10	おかもと じゅんいち 岡本 純一	再任 非執行	取締役 監査委員	0社
11	その きよし 園 潔	再任	取締役 代表執行役会長	1社
12	いけがや みさお 池谷 幹男	再任	取締役 代表執行役副会長	0社
13	みけ かねつぐ 三毛 兼承	再任	取締役 代表執行役副会長	0社
14	あらか さぶろう 荒木 三郎	新任	代表執行役副会長	0社
15	ひらの のぶゆき 平野 信行	再任	取締役 代表執行役社長グループCEO 指名委員・報酬委員	2社

**社外** … 社外取締役候補者

**非執行** … 執行を兼務しない取締役として、当社又は当社の子会社の執行役、執行役員、使用人又は業務執行取締役を兼務しない者（社外取締役を除く）

**独立役員** … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

**指名委員** … 指名・ガバナンス委員会委員      **監査委員** … 監査委員会委員

**報酬委員** … 報酬委員会委員      **リスク委員** … リスク委員会委員

## (ご参考) 取締役会の構成等について

### ■ 取締役会の構成

取締役会はその実効性を確保するため、当社グループの事業に関する深い知見とともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、特に以下の点を満たすものいたします。

適切なバランス	当社グループの事業に精通した社内取締役と、独立した客観的な立場から監督を行う独立社外取締役との適切なバランスで構成する。
独立性の確保	独立社外取締役の比率は原則として3分の1以上とし、執行を兼務しない取締役*の比率は原則として過半数とする。
当社グループの経営監督	当社グループの経営監督の実効性を確保するため、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の頭取及び社長は、原則として当社の取締役を兼ねる。

\* 当社又は当社の子会社の執行役、執行役員、使用人又は業務執行取締役を兼務しない者

### ■ 取締役の選任方針

取締役の選任に際して、指名・ガバナンス委員会は、下記を中心とする取締役選任基準を定め、それを満たす人材を取締役候補者に指名しております。

#### 【取締役選任基準の概要】

経営の受託者としての資質	職務の執行について忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するための資質を備えていること。
独立社外取締役の資質	企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有するとともに、当社の独立性判断基準を満たすこと。
執行を兼務する取締役の能力	当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行する能力を有すること。

### ■ 取締役の任期と兼職

取締役の任期	取締役の任期は1年とし、再任となる取締役候補者について指名・ガバナンス委員会が審議・決定する際は、当該候補者が当社取締役に就任してからの年数を考慮する。
取締役の兼職	取締役が当社グループ以外の会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼務する場合は、当社グループの事業等を理解する等、その責務を適切に果たすために必要となる時間を確保できる範囲に限るものとし、兼職の状況について定期的に取締役会へ報告する。

## ■ 当社「社外取締役の独立性判断基準」

- (1) 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
- (2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く。）に於いては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
- (1) 当社若しくはその主要子会社<sup>\*1</sup>を主要な取引先<sup>\*2</sup>とする者又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
- (2) 当社若しくはその主要子会社の主要な取引先又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
- コンサルタント、会計専門家又は法律専門家については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、当社を主要な取引先<sup>\*3</sup>とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと
- 当社若しくはその子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
- 当社の現在の主要株主<sup>\*4</sup>又はその業務執行者ではないこと
- 当社又はその子会社の監査法人又は当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当社又はその子会社の監査業務を担当したことがないこと

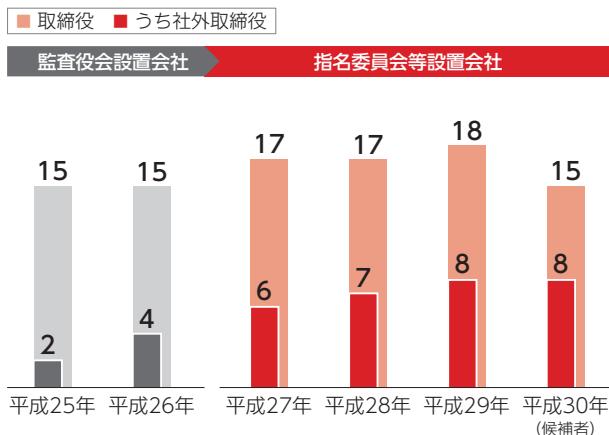
\*1 「主要子会社」：株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

\*2 「主要な取引先」：年間連結売上高（当社の場合年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

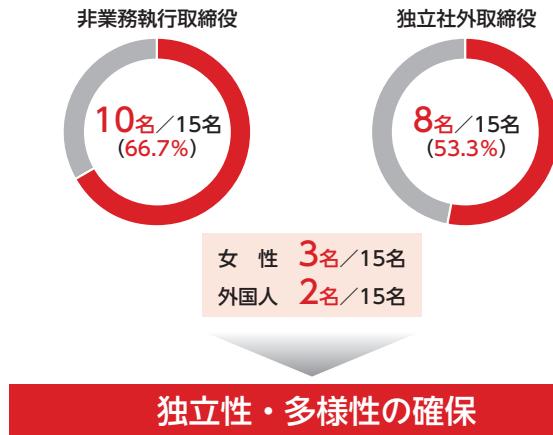
\*3 「主要な取引先」：年間売上高の2%以上を基準に判定

\*4 「主要株主」：総議決権の10%以上を保有する株主

## 取締役会の員数の推移（人）



## 取締役会の独立性・多様性



候補者番号

1

かわ かみ ひろし  
川上 博

昭和24年5月3日生（69歳）※就任日現在

再 任

社外取締役在任期間：3年

社 外

独立役員



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式

0株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役	取締役会	11回／11回（100%）
指名委員	指名・ガバナンス委員会	14回／14回（100%）
報酬委員	報酬委員会	10回／10回（100%）
監査委員	監査委員会	16回／16回（100%）

### ■ 略歴

昭和47年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社  
 平成15年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員  
 平成19年6月 同社専務取締役  
 平成20年6月 豊田通商株式会社取締役副社長  
 平成21年6月 中部国際空港株式会社代表取締役社長

平成27年6月 同社相談役  
 当社社外取締役（現任）  
 平成28年6月 株式会社A Tグループ社外取締役（現任）  
 平成29年6月 中部国際空港株式会社顧問（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

中部国際空港株式会社顧問、株式会社A Tグループ社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

川上博氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役、中部国際空港株式会社代表取締役社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い識見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は、過去にトヨタ自動車株式会社の専務取締役を務めておられましたが、平成20年6月に取締役を退任し、すでに10年以上経過しており、取締役退任後は同社の経営には関与しておらず、業務執行も行っておりません。また、同社と当社グループとの間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

2

かわもと ゆうこ  
川本 裕子

昭和33年5月31日生（60歳）※就任日現在

再任

社外取締役在任期間：2年

社外

独立役員



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 25,600株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役	取締役会	11回／11回（100%）
指名委員	指名・ガバナンス委員会	14回／14回（100%）
報酬委員	報酬委員会	10回／10回（100%）
リスク委員（委員長）		

### ■ 略歴

昭和57年4月	株式会社東京銀行入行	平成16年6月	株式会社大阪証券取引所（現株式会社日本取引所グループ）社外取締役
昭和61年4月	同行退職	平成18年6月	東京海上ホールディングス株式会社社外監査役（平成30年6月退任予定）
昭和63年9月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社	平成25年6月	当社取締役
平成13年7月	同社東京支社シニアエキスパート	平成26年12月	国家公安委員会委員（現任）
平成16年3月	同社退職	平成28年6月	当社社外取締役（現任）
平成16年4月	早稲田大学大学院ファイナンス研究科（現経営管理研究科）教授（現任）		

### ■ 重要な兼職の状況

早稲田大学大学院経営管理研究科教授、国家公安委員会委員

#### 社外取締役候補者とした理由

川本裕子氏は、株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）退職後30年以上に及び経営コンサルタントや早稲田大学大学院教授としての豊富な経験と金融分野に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

#### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は、現在、早稲田大学大学院の教授を務めておられますが、同大学と当社グループとの間における平成29年度の取引額は、同大学収入及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

3



まつ やま はるか  
松山 遙

※松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遥であります。

昭和42年8月22日生（50歳）※就任日現在

再任

社外取締役在任期間：4年

社外

独立役員

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 2,400株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役	取締役会	11回／11回（100%）
指名委員	指名・ガバナンス委員会	13回／14回（92%）
報酬委員（委員長）	報酬委員会	9回／10回（90%）

### ■ 略歴

平成7年4月	東京地方裁判所判事補任官	平成26年6月	三井物産株式会社社外監査役（現任）
平成12年7月	弁護士登録 第二東京弁護士会入会 日比谷パーク法律事務所入所		当社社外取締役（現任）
平成14年1月	同所パートナー（現任）	平成27年6月	株式会社バイテック（現株式会社バイテックホールディングス）社外取締役（現任）
平成24年6月	株式会社バイテック社外監査役		
平成25年6月	株式会社T&Dホールディングス社外取締役（現任）		

### ■ 重要な兼職の状況

日比谷パーク法律事務所弁護士、株式会社T&Dホールディングス社外取締役、株式会社バイテックホールディングス社外取締役、三井物産株式会社社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由

松山遙氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は、現在、日比谷パーク法律事務所のパートナーを務めておられますが、同事務所と当社との間に顧問契約はなく、同氏が当社取締役に就任した平成26年度以降、取引はありません。また、同氏が当社取締役に就任する前の平成25年度には同事務所と当社との間に法的助言等に関する取引がありましたが、取引額は2百万円未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

4



Toby S. Myerson

トビー・S・マイヤソン

昭和24年7月20日生（68歳）※就任日現在

再任

社外取締役在任期間：1年

社外 独立役員

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 0株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役 取締役会 9回/9回（100%）

### ■ 略歴

昭和52年9月	米国ニューヨーク州弁護士登録	平成26年6月	MUFGユニオンバンク社外取締役（現任）
昭和56年10月	Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP入所	平成28年12月	Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP退職
昭和58年6月	同所パートナー	平成29年1月	Longsight Strategic Advisors LLC チェアマン & CEO（現任）
平成元年4月	Wasserstein Perella & Co. Inc. マネージング・ディレクター	平成29年2月	米州MUFGホールディングスコーポレーション 社外取締役（現任）
平成2年11月	Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLPパートナー	平成29年6月	当社社外取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

Longsight Strategic Advisors LLCチェアマン & CEO、米州MUFGホールディングスコーポレーション社外取締役、MUFGユニオンバンク社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

トビー・S・マイヤソン氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やM&A分野における専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、グローバルな視点に基づき当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任を願っております。

#### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は過去にPaul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLPのパートナーでグローバルM&A部門の共同責任者を務めておられましたが、平成28年12月に同事務所を退職しており、退職後は同事務所の運営には関与しておりません。また、現在、同氏が平成29年1月に設立したビジネスアドバイザー会社のLongsight Strategic Advisors LLCのチェアマン & CEOを務めておられますが、同社と当社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

招集ご通知

議決権行使のお願い

株主総会参考書類

コーポレート・ガバナンス  
ハイライト

候補者番号

5

おく だ つとむ  
**奥田 務**

昭和14年10月14日生（78歳）※就任日現在

再 任

社外取締役在任期間：4年

社 外

独立役員



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 16,800株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役（筆頭独立社外取締役）	取締役会	11回／11回（100%）
指名委員（委員長）	指名・ガバナンス委員会	14回／14回（100%）
報酬委員	報酬委員会	10回／10回（100%）
リスク委員		

### ■ 略歴

昭和 39年 4月	株式会社大丸入社	平成 19年 9月	同社代表取締役会長
平成 3年 9月	株式会社大丸オーストラリア代表取締役		J. フロント リテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者
平成 7年 5月	株式会社大丸取締役	平成 22年 3月	同社代表取締役会長兼最高経営責任者
平成 8年 5月	同社代表取締役常務取締役	平成 25年 4月	同社取締役相談役
平成 9年 3月	同社代表取締役社長	平成 26年 5月	同社相談役
平成 15年 5月	同社代表取締役会長兼最高経営責任者	平成 26年 6月	当社社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由

奥田務氏は、J. フロント リテイリング株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い識見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。  
 なお、同氏は、J. フロント リテイリング株式会社の相談役を務めておられましたが、平成30年5月に退任しております。また、同社と当社グループとの間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

6

しんがい やすし  
新貝 康司

新任

社外

独立役員

昭和31年1月11日生（62歳）※就任日現在

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式

0株



### 略歴

昭和55年4月	日本専売公社入社	平成23年6月	日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長
平成13年7月	日本たばこ産業株式会社財務企画部長	平成26年6月	株式会社リクルートホールディングス 社外取締役（平成30年6月退任予定）
平成16年6月	同社執行役員財務グループリーダー	平成30年1月	日本たばこ産業株式会社取締役
平成16年7月	同社執行役員財務責任者	平成30年3月	アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
平成17年6月	同社取締役執行役員財務責任者		
平成18年6月	同社取締役 JT International S.A. Executive Vice President		

### 重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

新貝康司氏は、日本たばこ産業株式会社取締役執行役員財務責任者（CFO）、JT International S.A.副CEO兼最高財務責任者（CFO）、日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長兼副CEO等を歴任され、グローバル企業の経営者として豊富な経験を有し、企業財務のみならず、M&A及びM&A後の経営に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は、平成30年3月に日本たばこ産業株式会社取締役を退任しており、取締役退任後は同社の経営に関与しておらず、業務執行も行っておりません。また、同社と当社グループとの間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

7

Tarisa Watanagase

# タリサ・ワタナゲス

昭和24年11月30日生（68歳）※就任日現在

再任

社外取締役在任期間：1年

社外

独立役員

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式

0株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役

取締役会

9回／9回（100%）



## ■ 略歴

昭和50年6月 タイ銀行入行

平成22年9月 同退任

昭和63年1月 国際通貨基金（IMF）エコノミスト（出向）

平成25年3月 The Siam Cement Public Company Limited

平成14年10月 タイ銀行副総裁

社外取締役（現任）

平成18年11月 同行総裁

平成29年6月 当社社外取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

The Siam Cement Public Company Limited社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

タリサ・ワタナゲス氏は、タイの元中央銀行総裁としての豊富な経験と金融・経済に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、グローバルな視点に基づき当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

候補者番号

8

やま て あきら  
山手 章

昭和27年11月23日生（65歳）※就任日現在

再任

社外取締役在任期間：3年

社外

独立役員



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式

0株

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役	取締役会	11回／11回（100%）
監査委員（委員長）	監査委員会	16回／16回（100%）

## ■ 略歴

昭和52年11月	プライスウォーターハウス会計事務所入所	平成27年6月	当社社外取締役（現任）
昭和58年3月	公認会計士登録		野村不動産ホールディングス株式会社
平成3年7月	青山監査法人代表社員Price Waterhouse パートナー		社外取締役（現任）
平成12年4月	中央青山監査法人代表社員 PricewaterhouseCoopers/パートナー		プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 社外監査役（現任）
平成18年9月	あらた監査法人代表社員		
平成25年6月	あらた監査法人退職 野村不動産ホールディングス株式会社 社外監査役 野村不動産株式会社社外監査役		

## ■ 重要な兼職の状況

野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役、プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由

山手章氏は、公認会計士としての豊富な経験と会計・監査に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。  
なお、同氏は、過去にあらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員を務めておられましたが、平成25年6月に同監査法人を退職しており、退職後は同監査法人の運営には関与していないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

招集ご通知

議決権行使のお願い

株主総会参考書類

コーポレート・ガバナンス  
ハイライト

候補者番号

9

くろ だ た だ し  
黒田 忠司

昭和33年6月7日生（60歳）※就任日現在

再 任

取締役在任期間：4年

非 執 行



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 94,900株

潜在株式 87,303株

潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における権利確定済みポイント相当数を記載しております

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役 取締役会 11回／11回（100%）

リスク委員

### ■ 略歴

当社

平成26年5月 常務執行役員

平成26年6月 常務取締役

平成27年5月 専務取締役

平成27年6月 取締役執行役専務

平成30年5月 取締役（現任）

子会社等

昭和56年4月 株式会社三和銀行入行

平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員

平成23年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
取締役専務執行役員

平成25年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員

平成27年6月 同行専務取締役（平成30年6月退任予定）

### 取締役候補者とした理由

平成20年に株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行融資部長、東日本エリア担当役員、並びに当社企画担当、グループCSO等を経て、現在、株式会社三菱UFJ銀行取締役専務執行役員、並びに当社取締役を務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としてしました。なお、同氏は平成30年6月27日付で株式会社三菱UFJ銀行取締役専務執行役員を退任する予定です。

候補者番号

10

お か も と      じ ゅ ん い ち  
岡本 純一

昭和32年11月9日生（60歳）※就任日現在

再任

取締役在任期間：1年

非執行



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 172,300株

現在の当社における地位・担当

取締役	取締役会	9回／9回（100%）
監査委員	監査委員会	11回／11回（100%）

## ■ 略歴

当社	子会社等
平成 22年 6月 執行役員	昭和 55年 4月 東洋信託銀行株式会社入社
平成 25年 6月 取締役	平成 20年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
平成 27年 6月 執行役専務	平成 22年 6月 同社常務執行役員
平成 29年 6月 取締役（現任）	平成 24年 6月 同社専務執行役員
	平成 25年 6月 同社取締役副社長

## 取締役候補者とした理由

平成20年に三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員に就任以来、同社年金信託部長、営業第6部長、取締役副社長、並びに当社執行役専務受託財産事業本部長等を経て、現在、当社取締役常勤監査委員を務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。

■ 招集ご通知

■ 議決権行使のお願い

■ 株主総会参考書類

■ コーポレート・ガバナンス  
ハイライト

候補者番号

11



その  
園

きよし  
潔

再任

取締役在任期間：4年

昭和28年4月18日生（65歳）※就任日現在

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 57,920株

潜在株式 500,423株

潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における権利確定済みポイント相当数を記載しております

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役  
代表執行役会長

取締役会

11回／11回（100%）

### ■ 略歴

当社

平成24年5月 常務執行役員

平成26年6月 取締役会長

平成27年6月 取締役代表執行役会長（現任）

子会社等

昭和51年4月 株式会社三和銀行入行

平成16年6月 株式会社UFJ銀行執行役員

平成18年5月 株式会社三菱東京UFJ常務執行役員

平成22年5月 同行専務執行役員

平成24年6月 同行副頭取

平成26年5月 同行副会長（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJ銀行取締役副会長執行役員、三菱UFJニコス株式会社取締役、南海電気鉄道株式会社社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

平成16年に株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行大阪営業本部長、審査担当役員、副頭取法人部門長、並びに当社法人事業本部長、取締役会長等を経て、現在、株式会社三菱UFJ銀行取締役副会長執行役員、並びに当社取締役代表執行役会長を務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者番号

12

いけ がや みき お  
池谷 幹 男

再 任

取締役在任期間：2年

昭和33年7月6日生（59歳）※就任日現在

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 42,630株

潜在株式 286,490株

潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における権利確定済みポイント相当数を記載しております

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役

取締役会

9回／11回（81%）

代表執行役副会長



■ 略歴

当社	子会社等
平成20年6月 執行役員	昭和56年4月 三菱信託銀行株式会社入社
平成23年6月 常務執行役員	平成20年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
平成24年6月 執行役員	平成23年6月 同社常務取締役
平成27年6月 常務執行役員	平成24年6月 同社常務執行役員
平成28年4月 代表執行役副会長	平成25年6月 同社専務執行役員
平成28年6月 取締役代表執行役副会長（現任）	平成27年6月 同社専務取締役
	平成28年4月 同社取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長

取締役候補者とした理由

平成20年に三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員に就任以来、同社経営企画部長、受託財産副部門長、法人ビジネス部門長、並びに当社法人事業本部副本部長等を経て、現在、三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長、並びに当社取締役代表執行役副会長を務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としてしました。

招集ご通知

議決権行使のお願い

株主総会参考書類

コーポレート・ガバナンス  
ハイライト

候補者番号

13

み け かね つぐ  
三毛 兼 承

再 任

取締役在任期間：1年

昭和31年11月4日生（61歳）※就任日現在



所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 31,455株

潜在株式 330,031株

潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における権利確定済みポイント相当数を記載しております

現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役

取締役会

9回／9回（100%）

代表執行役副会長

### ■ 略歴

当社

平成 17年 6月 執行役員

平成 23年 5月 常務執行役員

平成 28年 5月 執行役専務

平成 29年 6月 取締役代表執行役副会長（現任）

子会社等

昭和 54年 4月 株式会社三菱銀行入行

平成 17年 6月 株式会社東京三菱銀行執行役員

平成 21年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員

平成 23年 6月 同行常務取締役

平成 25年 5月 同行専務執行役員

平成 27年10月 米州MUFGホールディングスコーポレーション会長  
MUFGユニオンバンク会長

平成 28年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取執行役員

平成 28年 6月 同行取締役副頭取

平成 29年 6月 同行取締役頭取執行役員（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJ銀行取締役頭取執行役員

#### 取締役候補者とした理由

平成17年に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行システム統合推進部長、コーポレートサービス長、国際部門共同部門長、アユタヤ銀行取締役、米州MUFGホールディングスコーポレーション会長、MUFGユニオンバンク会長、並びに当社国際事業本部長等を経て、現在、株式会社三菱UFJ銀行取締役頭取、並びに当社取締役代表執行役副会長を務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

14

あら き さぶ ろう  
荒木 三郎

新任

昭和32年8月6日生（60歳）※就任日現在

所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 32,680株

潜在株式 355,536株

潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における権利確定済みポイント相当数を記載しております

現在の当社における地位・担当

代表執行役副会長



## 略歴

当社

平成21年5月 執行役員

平成23年5月 常務執行役員

平成24年6月 取締役

平成27年6月 執行役専務

平成30年4月 代表執行役副会長（現任）

子会社等

昭和56年4月 株式会社三菱銀行入行

平成19年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員

平成23年5月 同行常務執行役員

平成24年6月 同行常務取締役

平成26年6月 同行常務執行役員

平成27年5月 同行専務取締役

平成28年5月 同行取締役副頭取

平成30年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

取締役社長兼最高経営責任者（現任）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

取締役社長兼最高経営責任者（現任）

## 重要な兼職の状況

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長兼最高経営責任者、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長兼最高経営責任者

## 取締役候補者とした理由

平成19年に株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行人事部長、企画部長、営業第一本部長、総務部・企画部の担当役員、副頭取法人部門長、並びに当社法人事業本部長等を経て、現在三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長、並びに当社代表執行役副会長を務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。

招集ご通知

議決権行使のお願い

株主総会参考書類

コーポレート・ガバナンス  
ハイライト

候補者番号

15

ひらののぶゆき  
平野 信行

再任

取締役在任期間：8年

昭和26年10月23日生（66歳）※就任日現在



## 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 42,400株

潜在株式 599,468株

潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における権利確定済みポイント相当数を記載しております

## 現在の当社における地位・担当及び取締役会等への出席状況

取締役 代表執行役社長グループCEO	取締役会	11回／11回（100%）
指名委員	指名・ガバナンス委員会	14回／14回（100%）
報酬委員	報酬委員会	10回／10回（100%）

## ■ 略歴

## 当社

平成 16年 7月 執行役員  
 平成 17年 6月 取締役  
 平成 21年 6月 常務執行役員  
 平成 22年 6月 取締役  
 平成 22年10月 取締役副社長  
 平成 24年 4月 取締役  
 平成 25年 4月 取締役社長  
 平成 27年 6月 取締役代表執行役社長（現任）

## 子会社等

昭和 49年 4月 株式会社三菱銀行入行  
 平成 13年 6月 株式会社東京三菱銀行執行役員  
 平成 17年 5月 同行常務執行役員  
 平成 17年 6月 同行常務取締役  
 平成 20年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役  
 平成 21年 6月 同行副頭取  
 平成 24年 4月 同行頭取  
 平成 28年 4月 同行取締役会長（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJ銀行取締役会長、モルガン・スタンレー取締役、トヨタ自動車株式会社社外監査役\*

## 取締役候補者とした理由

平成13年に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行営業第二部長、総合企画室長、総務部・企画部の担当役員、副頭取、頭取、並びに当社取締役社長等を経て、現在、株式会社三菱UFJ銀行取締役会長、並びに当社取締役代表執行役社長グループCEOを務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としてしました。

\*平成30年6月開催予定のトヨタ自動車株式会社定時株主総会において選任され、就任する予定であります。

- (注) 1. 当社は、業務執行取締役等ではない取締役である川上博、川本裕子、松山遙、トビー・S・マイヤソン、奥田務、タリサ・ワタナガス、山手章及び岡本純一の8氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、次の内容の責任限定契約を締結しております。また、新貝康司及び黒田忠司の両氏についても次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

- 当社は、川上博、川本裕子、松山遙、トビー・S・マイヤソン、奥田務、タリサ・ワタナガス及び山手章の7氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、新貝康司氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 園潔、池谷幹男、三毛兼承、荒木三郎及び平野信行の5氏は当社の代表執行役であります。
- 荒木三郎氏は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役社長兼最高経営責任者を兼務しております。当社と同社との間には、株式や債券等金融商品に関する取引関係等があります。他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- トビー・S・マイヤソン、タリサ・ワタナガス、岡本純一及び三毛兼承の4氏については、平成29年6月の当社取締役就任以降に開催された取締役会等への出席状況を記載しております。
- 本議案が承認された場合、会社法上の委員会の構成について以下を予定しております。なお、各委員会の委員長については、独立社外取締役の中から選任される予定です。

氏名	指名・ガバナンス委員会 (会社法上の指名委員会)	報酬委員会	監査委員会
川上博	○	○	○
川本裕子	○	○	
松山遙	○	○	
奥田務	○	○	
新貝康司			○
山手章			○
黒田忠司			○
岡本純一			○
平野信行	○	○	

## 株主提案（第3号議案から第9号議案まで）

第3号議案から第7号議案までは、株主3名からの共同のご提案によるものであります。

### 株主提案

#### 第3号議案

#### 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

##### 1. 提案内容

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

##### 2. 提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

### 本議案に反対いたします。

当社の役員報酬制度並びに取締役及び執行役の個人別の報酬は、独立社外取締役を過半数かつ委員長とする会社法に基づく報酬委員会において審議・決定しており、平成29年度は株式報酬制度の延長に伴う業績連動指標や経営トップの報酬の在り方に係る審議を中心に、計10回開催しております。

また、役員報酬決定方針並びに当事業年度に係る報酬等の総額につきましては、第13期事業報告27頁から29頁に記載のとおりであり、役員報酬に係る適切性及び透明性は十分確保できていると考えております。さらに、個別の役員報酬（連結報酬等の総額が1億円以上である者）については、法令に従って有価証券報告書において開示しており、平成28年度の開示対象人数は、当社会長、副会長及び社長等の計7名となっております。

当社及び主要子会社では、平成28年度に従来のストックオプション制度を廃止し、中長期業績連動型の新たな株式報酬制度（「役員報酬BIP信託」）を導入しております。具体的な業績達成度を評価するうえでの指標（平成30年度以降）は、当社の連結業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益、連結ROE及び連結経費率としており、役位に応じて定められた基準額が業績達成度に応じて0～150%の範囲で変動する仕組みとしております。なお、当社社長の「基本報酬（月俸等）：株式報酬：役員賞与」の割合は、概ね「1：1：1」としております。

以上、当社の役員報酬制度は、「世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ」として、過度なリスクテイクを抑制しつつ、株主の皆様との一層の利益共有を図り、業績向上への貢献意欲をより一層高めたものとなっております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

#### 取締役会 の意見

## 株主提案

### 第4号議案

## 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

### 1. 提案内容

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けされるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役等が人事権等を持つ幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、社長から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベルⅡ]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

〔(会社) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

### 本議案に反対いたします。

当社では、取締役会議長はMUFGコーポレートガバナンス方針に基づき、最高経営責任者である代表執行役社長と分離し、代表執行役会長が務めております。取締役会議長は独立社外取締役等の非業務執行者であるべきとする意見があることは認識しており、当社もそれを否定するものではありません。しかし、当社は、取締役会を主導し、取締役会の実効性を確保することが取締役会議長の責務と考えております。また、取締役会が十分な情報に基づき、健全な決定を行うことができるよう、各取締役と日常的に意見交換を行ったうえで取締役会の日程や議題を設定することが取締役会議長の重要な役割であると考えており、代表執行役会長が務めることが最適であると判断しております。その上で、当社は、指名委員会等設置会社制度を採用し、社外取締役が過半数を占める指名・ガバナンス委員会が取締役の選任議案を決定するものとしているほか、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選任しております。また、本総会において第2号議案が原案通り承認可決された場合、取締役15名のうち過半数の8名が独立社外取締役となる等、取締役会が経営陣への監督機能を有効に果たすことができる態勢を構築しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

### 取締役会 の意見

## 株主提案

### 第5号議案

## 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

### 1. 提案内容

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社における政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」という条項を、定款に規定する。

### 2. 提案の理由

連結で数兆円の株式を保有する当社グループは、継続保有株式の価値既存を防ぐ等のリスク管理・価値向上策を行うべきである。しかし政策保有株式の議決権行使について、低いROE（株式資本利益率）が長期で継続する上場企業に対しても、無批判に会社提案に賛成するなど、著しく経済合理性を欠く対応を続けてきた。また昨今、東京証券取引所と金融庁がスチュワードシップコードを制定するなど、銀行を含む機関投資家が投資先企業に対する「資産運用受託者としての責任」を果たす義務がソフトローの形で明記され、機関投資家と上場会社が対話をする必要性などが強調されるなどしており、国際的には「あの（村上ファンド判決など前代未聞の判決等が相次いでいた）日本の資本市場で」かかる改革が行われていることの評価は著しく高い。政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。みずほフィナンシャルグループの2015年の定時株主総会で、同様の議案は、34%の賛同を得ている。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

### 本議案に反対いたします。

当社及びグループ銀行では、政策投資目的で保有する株式の議決権の行使について、適切な対応を確保するため、議案毎に以下の2点を確認の上、総合的に判断しています。

- (1) 取引先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。
- (2) 当社及びグループ銀行の中長期的な経済的利益が増大するか。

また、中長期的な取引先企業の企業価値向上や当社及びグループ銀行の経済的利益に大きく影響を及ぼす重要な議案（※）については、必要に応じて取引先企業との対話等を経て賛否を判断します。

（※）当社及びグループ銀行が重要と考える議案は以下の通りです。

- ・剰余金処分議案（財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いている場合）
- ・取締役、監査役選任議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等）
- ・監査役等への退職慰労金贈呈議案
- ・組織再編議案
- ・買収防衛策議案 等

なお、主要な政策保有株式については、議決権行使の状況を取締役に報告しています。従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

### 取締役会 の意見

## 株主提案

### 第6号議案

## 平野信之取締役解任の件

### 1. 提案内容

平野信之氏を取締役から解任する。

### 2. 提案の理由

当社子会社銀行は、株式会社ケンコー（当時、東京都新宿区）に対する総額9億円の金銭消費貸借契約を締結しているが、同社の経営者は、未成年や反社会的勢力との関係も疑われる者も含む年間数百人の女性を買春対象とし、他の女性から金銭を媒介に買春相手斡旋を受ける反社会的行為を行っており、株主から指摘を受け、一旦は法務部と確認すると約束した新宿支社長は、放置するに至り、追及を受けた会社側は、株主総会でも虚偽の答弁を行なっている。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請され、この水準の法令遵守意識では、海外人権団体からの批判や、巨額賠償のリスクすら負いかねない。虚偽答弁を公然と行い、提案者の名誉を毀損する人物を取締役としての資格はない。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

### 取締役会 の意見

### 本議案に反対いたします。

当社では、グループとしての使命、中長期的にめざす姿、共有すべき価値観を明確にし、お客さま・社会の期待に一丸となって応えていくことを「経営ビジョン」に掲げています。また、「経営ビジョン」のもとにグループ役職員の判断・行動の基準として「行動規範」を定め、国内外のあらゆる法令を遵守し、公正・透明な企業活動を誠実にやり、社会からの信頼・信用を守り高めていくことを表明しています。個別の取引につきましても、上記方針並びに社内ルールに基づき適切に対応しております。

従って、平野取締役を解任する理由はないものと考えます。

## 株主提案

### 第7号議案

## 定款一部変更の件 (株式会社ケンコートキナーとの取引関係の全面的見直しに関する特別調査委員会の設置)

### 1. 提案内容

「株式会社ケンコートキナーとの取引関係について、過去の経緯や当社経営陣の株主総会での答弁を含む、全面的再検討をするための特別調査委員会を設置」しなければならない。」との条項を、定款に記載する。

### 2. 提案の理由

当社は、前年の株主総会において、株式会社ケンコートキナーの関連会社との取引について、代表者が未成年者や反社会的勢力との関係も疑われるものも含む年間数百人単位の女性と買春等の行為を行い、買春相手の斡旋を金銭を支払うなどして受ける行為を、行なっていることを根拠に、その妥当性を問われたが、会社側は、そのような事実はないものと確認しているとの虚偽の答弁を行うに至っている。しかしながら、会社側の答弁とは裏腹に、かかる事実は概ね当該会社の代表取締役自体が、自身の離婚請求事件で認めており（東京家庭裁判所、平成27年（家ホ）第612号の訴訟記録等を参照）、当社の前年株主総会での主張自体が虚偽であることが明らかである。この水準の法令遵守意識では、海外人権団体からの批判や、巨額賠償のリスクすら負いかねないのであり、改めてかかる当該取引の妥当性を検証する特別調査委員会の設置を行うべきである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

### 本議案に反対いたします。

#### 取締役会 の意見

当社では、グループとしての使命、中長期的にめざす姿、共有すべき価値観を明確にし、お客さま・社会の期待に一丸となって応えていくことを「経営ビジョン」に掲げています。また、「経営ビジョン」のもとにグループ役職員の判断・行動の基準として「行動規範」を定め、国内外のあらゆる法令を遵守し、公正・透明な企業活動を誠実にやり、社会からの信頼・信用を守り高めていくことを表明しています。個別の取引につきましても、上記方針並びに社内ルールに基づき適切に対応しております。

また、定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、個別の事象に関する調査委員会の設置を規定することは、当社の業務執行を制約するものであり適切ではないと考えております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 株主提案（第3号議案から第9号議案まで）

第8号議案及び第9号議案は、株主1名からのご提案によるものであります。

### 株主提案

#### 第8号議案

### 定款一部変更の件（社会的弱者に対する接客対応の見直し）

#### 1. 提案内容

「グループ会社全般の接客において傷病者及び、身体障がい者に配慮しむやみに「免許証」と言わない」という条項を、定款に規定する。

#### 2. 提案の理由

法改正により、取引に身分証明書の提示基準が厳しくなったが、真っ先に運転免許証（以下免許）と言うのは、免許取得不可能な傷病者及び身体障がい者への配慮が一切なされていないのではないかと提案者のように、生まれた瞬間に「あなたは一生免許は取得できません」と宣告され、子供時代は「メガネザルメガネザル」大人になれば「免許免許」と言ってからかう。免許取得は社会では当たり前だが、提案者は免許取得が絶対に叶わぬ夢物語。傷病により免許停止され職を失う人もいる。むやみに「免許証」と言うのは止めて頂き、別の言い方にすべきではないか。三菱は車椅子の人に「階段登って来て下さい」と平気で言えるのですか？

〔(会社社) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

#### 取締役会 の意見

### 本議案に反対いたします。

定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、個別の業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。なお、当社グループでは、お客様のご本人確認に際し、運転免許証のほか旅券、個人番号カード等法令に規定された本人確認書類の提示を受ける方法等により適切に対応しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 株主提案

### 第9号議案

### 定款一部変更の件（口座強制解約時の理由の開示）

#### 1. 提案内容

「グループ会社において顧客の口座を強制解約する場合は具体的な理由を開示する」という条項を、定款に規定する。

#### 2. 提案の理由

カブドットコム証券と20年近く取引しており、VIPにも認定されておりましたが突然、心当たりのない規約違反で強制解約。以後二度と口座開設が出来ない一番重い処分となった。20年近く取引していれば1つや2つクレームを入れたことはあるがクレーマー的なことは一度もしておらず、説明を受けて納得すれば、ただのクレーム良く受け止めれば問い合わせの範囲。解約理由は開示しないの一点張りで、理由が開示出来ないのは開示すると何かしら不都合なことがあると考えられる。運転免許取得が出来ないことが理由なら、人権侵害にも程がある。解約為二ーサ買い付け不能や機会損失など数百万円の損害が出ている。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

#### 取締役会 の意見

#### 本議案に反対いたします。

定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、個別の業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以上

## (ご参考) コーポレート・ガバナンスハイライト

### 基本的な考え方

MUFGは、株主をはじめお客さま、従業員、地域社会などのステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざします。またMUFGは、公明正大かつ透明性の高い経営を行い、平成27年5月に定めた「MUFGコーポレートガバナンス方針」を指針として、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図ります。

### ガバナンス態勢高度化への歩み

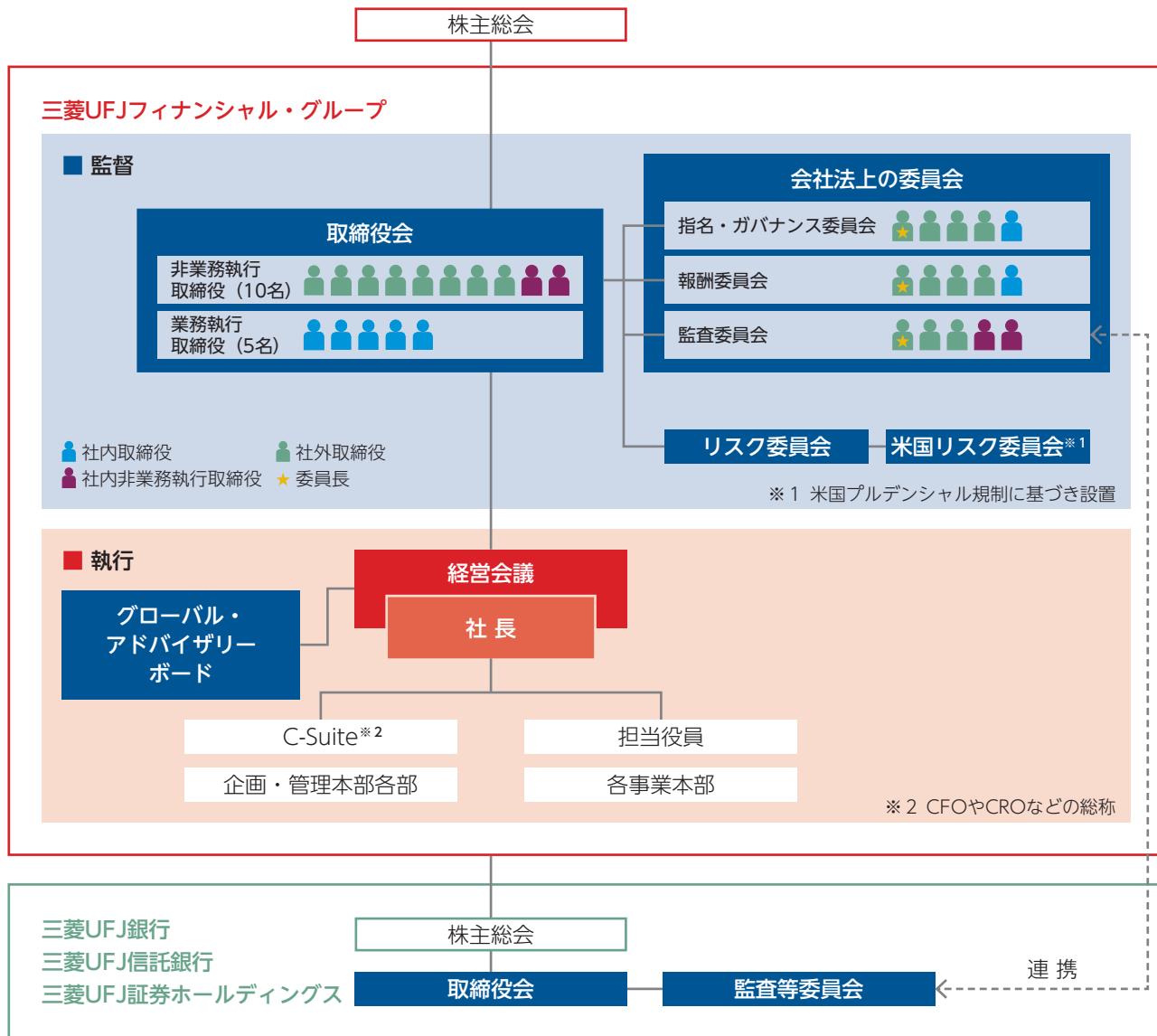
MUFGは設立以来、「社外の視点」を重視し、安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス態勢を構築してきました。平成27年6月には、「指名委員会等設置会社」に移行し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の強化、実効的・効率的なガバナンス態勢の構築、そしてG-SIB（グローバルにシステム上、重要な金融グループ）として、海外のステークホルダーがより理解しやすいコーポレート・ガバナンス態勢の構築をめざしています。

平成29年6月には、社外取締役として海外から新たに2名を招聘し、取締役会の更なる多様化を図りました。また、本定時株主総会で第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役会は社外取締役が過半数を占める構成となり、監督機能の一層の強化が図られます。

### コーポレート・ガバナンス態勢の推移

	平成17年10月MUFG発足	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月(予定)		
機関構成	監査役会設置会社			指名委員会等設置会社					
社外取締役	平成17年 4名	平成18年 3名	平成24年 2名	2名	4名	6名	7名	8名 (外国人2名)	8名 (過半数)
取締役会 傘下委員会				ガバナンス 委員会	指名・ガバナンス委員会 (会社法上の指名委員会)				
	平成17年 指名委員会		平成20年 指名・報酬委員会						
	平成17年 報酬委員会				報酬委員会				
	平成17年 監査委員会					監査委員会			
			リスク委員会						
アドバイザー ボード	平成17年アドバイザーボード				グローバル・ アドバイザー ボードに統合				
				グローバル・アドバイザーボード		米国リスク委員会			
取締役会の 運営など				取締役会評価					
					独立社外取締役会議/ 筆頭独立社外取締役の設置				
方針					MUFGコーポレート ガバナンス方針				

コーポレート・ガバナンス態勢 (平成30年6月28日予定)



■ 社外役員・委員が就任している機関

## 取締役会評価

MUFGは、平成25年より、毎年、取締役会全体の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対する改善策を検討・実施しています。その進捗状況をレビューするPDCAサイクルを回すことにより、取締役会の機能向上に継続的に取り組んでいます。

評価の手法として、第三者機関の外部コンサルタントを活用し、取締役全員を対象に取締役会・委員会の構成、事前準備、討議内容、運営状況、貢献等に加え、執行体制への評価等に関する事前アンケートとインタビューを実施しております。その結果を集計の上、指名・ガバナンス委員会及び取締役会において審議を行っております。

外部コンサルタントによる取締役への  
インタビュー、報告書作成

指名・ガバナンス委員会に報告・審議

取締役会に報告・審議

平成28年度取締役会評価結果の概要は、以下の通りです。

- (1) 前年度取締役会評価結果を踏まえ、様々な取り組みを行った結果、取締役会の運営は、議案・議論のあり方、取締役の貢献、取締役会の改革推進等において着実に進化しているとの評価を受けました。
- (2) 一方、当社の事業がグローバル化し、株主・収益・従業員のいずれにおいても約40%が海外に帰属している現状を踏まえ、取締役会の構成については更なる充実が必要であり、外国人社外取締役の起用によるグローバルな知見の活用及び取締役会のグローバル化に向けた対応が課題であると認識されました。また、グループガバナンス態勢の更なる進化や、後継者計画の充実及び次世代経営者の育成についても課題として認識されました。

## 平成28年度取締役会評価結果に対する平成29年度の取り組み

上記取締役会評価結果を踏まえ、平成29年度に当社で実施した取り組みの一部をご紹介します。

- 外国人社外取締役を2名招聘するとともに、取締役会運営のグローバル化に対応
- 持株会社とグループ各社のガバナンス機能の重複・非効率解消に向けた取り組みを確認
- 将来を見据えた後継者プールの拡充等、後継者計画の更なる充実
- あるべき取締役会の構成（人数・ダイバーシティ等）や社外取締役の選任基準の見直し等について審議

※平成29年度取締役会評価結果につきましては、本定時株主総会后に提出予定の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示する予定です。

# 株主総会会場ご案内図

会場 **日本武道館** 東京都千代田区北の丸公園 2番3号



交通のご案内 東京メトロ 東西線・半蔵門線、都営地下鉄 新宿線 「九段下駅」 から徒歩約10分  
「九段下駅」 までの主要アクセス



**お願い** 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

三菱UFJフィナンシャル・グループ



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。